

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託及び物品購入(以下「小規模工事等」という。)について、町内業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することにより本町の振興と業者育成を図るため、契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の契約金額が市川三郷町財務規則(平成17年市川三郷町規則第37号。以下「財務規則」という。)第188条第1項に掲げる金額未満のものとする。

(受注できる者)

第3条 小規模工事等を受注できる者は、あらかじめ小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録された者とする。

(登録できる者)

第4条 契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 市川三郷町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱(平成17年市川三郷町告示第42号)第4条の規定に基づく入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者。ただし、町長が特に認める場合を除く。

(令5訓令6・一部改正)

(登録名簿への登録)

第5条 登録名簿に登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 町税の納税証明書又はこれに代るもの
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 登録申請については、随時受付けるものとする。

3 町長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を審査の上登録の適否を決定し、小規模工事等契約希望者登録申請審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録することを適当と認めたときは、契約希望者を遅滞なく登録名簿に登録するものとする。

5 登録名簿は、原則として財政課において一般の閲覧に供するものとする。

(令5訓令6・一部改正)

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は2会計年度とし、以後申請に基づき登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(令5訓令6・一部改正)

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登録された者は、登録事項に変更があった場合又は事業を廃止した場合には、小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(令5訓令6・一部改正)

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 町は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登録された者の中から行うものとする。ただし、有資格者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(契約保証金)

第10条 登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、[財務規則第162条第1項第6号](#)の規定に基づき契約保証金の納付を免除することができる。

(前払金等)

第11条 小規模工事等については、前金払及び部分払の対象外とする。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。